

農業後継者担い手対策

本町の基幹産業である農業の振興には、農業担い手対策が欠かせません。

町では農業委員会が事務局となり、町と農協の支援を受け、農業担い手対策推進協議会で担い手対策の各種事業や農業体験実習生の受け入れ事業などを行っています。

農業後継者の配偶者対策については、7人の相談員が、青年の方やご家族の方のご相談を気軽に受けています。

【農業担い手対策推進協議会】
(事務局：農業委員会)

農業者年金に加入を

配偶者の方も加入
手続きは済みましたか

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上および農業担い手の確保を目的とした制度です。

農業者年金の最大の特徴は、「自分が掛けた年金は確実に受給できる」という掛け損のない積立方式となっていることです。

また、認定農業者であって、青色申告をしている方、またはその世帯に属する方であれば、大変有利な政策支援（保険料の助成）を受けることができます。

国民年金加入者で、農業に年間60日以上従事する60歳未満の方はどなたでも加入できますので、後継者や配偶者の方にもお勧めします。

加入申し込み手続きは農協営農販売課となります。詳しいことは、農業委員会（☎47-2204 役場1階 窓口2番）または農協営農販売課（☎47-2151）にお問い合わせください。

戸籍・住民窓口での 本人確認にご協力を！

5月
から

住民基本台帳法と戸籍法の改正により、住民異動や戸籍などの届け出、証明申請をするときは、窓口に来られた方の「本人確認」が必要となりました。戸籍謄抄本の交付申請ができる方も限定されます。個人情報の保護や虚偽の届け出防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

【本人確認の対象となる届け出と証明】

<届け出>住民異動届（転入・転出・転居）・戸籍届（婚姻・養子縁組・認知・離婚）など
<証明>住民票の写し・戸籍の附票・戸籍および除籍謄抄本・身分証明など

【本人確認の方法】

◆顔写真付きの公的な証明書

運転免許証・パスポート・障害者手帳・住民基本台帳カードなどから1点を提示
または

◆その他の証明書など

健康保険証・介護保険証・年金証書（年金手帳）・社員証・学生証などから2点を提示

【戸籍謄抄本の交付申請ができる方】

- 戸籍に記載のある方とその配偶者
- 戸籍に記載のある方の直系尊属（親・祖父母など）および直系卑属（子・孫など）
- ※戸籍に記載のある方と交付申請者の続柄を明らかにする必要があるため、書面を求めることがあります。

※戸籍が別になっているときは、兄弟姉妹であっても委任状などが必要です。

◎住民票の「予約発行」も行っています◎

- 住民票は、事前にお電話いただくことで夜間や休日に交付することができます。
- 戸籍謄抄本は、交付申請および交付を郵送で行うことができます。

詳しくは、町民課戸籍年金係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）までお問い合わせください。

住民基本台帳の閲覧状況

平成18年11月に住民基本台帳法が改正になり、市町村は住民基本台帳の閲覧に関する

状況を公表することとなりました。これは、個人情報に対する意識の高まりに対応するため、今回は平成19年4月から平成20年3月までの閲覧状況を公表します。

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
平成19年10月23日	(株)地域創造研究所	北海道知事政策部	平成19年度道民意識調査2	住所が末広町で20歳以上の男女
平成20年2月15日	(社)新情報センター	内閣府自殺対策推進室	自殺対策に関する意識調査	住所が穂波で20歳以上の男女

○問合せ 町民課戸籍年金係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）



春から初夏へ。1年で最もさわやかな季節を迎えました。スポーツやレクリエーション、家族のだんらんなど、町内の身近な公園をご利用ください。

レクリエーション公園 5月1日オープン

訓子府町の街並みを一望できる展望台、懇親会に最適なバーベキューハウス、多目的広場を備えています。また、バッテリーカーを備えた「ちびっこ広場」や存分に水遊びができる遊水施設など、子どもからお年寄りまで楽しく過ごすことができます。5月中旬から6月中旬にかけて67万株の芝桜が丘陵を覆い、ピンクの大パノラマは、花見の名所として好評です。

- 開園時間 9:00～17:00
- 有料施設および遊具
 - ・バーベキューハウス 1件 150円
(事前に申請してください)
 - ・バッテリーカー 1回 100円

レクリエーション公園のほか、町民の森、実郷農村公園、日ノ出農村公園など、地域の交流の場として利用していただけるように、公園を管理しています。

1. 町民の憩いの場として、お互いに気持ちよく利用できるようマナーを守り、施設を大切に使用するよう心がけましょう。
2. 団体での使用および占有使用については、事前に使用申請してください。

憩いの場公園で楽しく過ごす

中央公園



銀河公園



ポケットパーク



■申込み・問合せ 建設課（☎47-2118 役場1階 窓口4番）